環境省
Ministry of the Environment

資料４

令和7年度における環境配慮契約法基本方針等の検討方針・課題等について（案）

令和6年12月20日

Ⅰ．電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

Ⅱ．建築物に係る契約に関する検討事項等

Ⅲ．その他の環境配慮契約に係る検討事項等

Ⅳ．その他の検討事項等

Ⅴ．令和7年度及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

Ⅰ．電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

令和7年度における電気の供給を受ける契約に係る検討事項等

本年度の第3回電力専門委員会（関連計画・施策等の大枠が定まった段階で開催予定）においては、将来的な**排出係数の適切な引き下げのあり方**及び**総合評価落札方式の導入**に関する具体的な検討を開始し、令和7年度の検討のスタートとして位置づけることとしている。

1. 排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討

① 温室効果ガス排出削減目標等を見据えた排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討

② 排出係数しきい値の具体的な引き下げの方向性の検討

2. 総合評価落札方式の導入に向けた検討

① 総合評価落札方式の適切な導入に関する考え方の整理

② 総合評価落札方式の評価項目、評価方法等に係る検討

3. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討

① 効果的な環境配慮契約（裾切り方式）運用に向けた検討

② 沖縄電力供給区域における環境配慮契約の手法の検討

4. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討

① 調達電力に占める再エネ電力比率の引き上げに関する検討

② 再エネ電力の普及促進に向けた取組

1. 排出係数しきい値の引き下げのあり方に関する検討

電力専門委員会において**2030年度のエネルギーミックスと整合した排出係数しきい値の引き下げの方向性**について、以下のとおり考え方を整理

- **2030年度の排出係数（0.25kg-CO_2/kWh）を見据え**、2031年度の契約に適用する排出係数しきい値を**0.31kg-CO_2/kWh程度**とすること
- **小売電気事業者の予見可能性に配慮**しつつ、排出係数しきい値を段階的に引き下げ、**我が国全体の小売電気事業者の排出係数の着実な低減を図る**こと
- **適切なタイミング（少なくとも2年に1回程度を想定）**で見直すこと

電力専門委員会における議論を踏まえ、第2回基本方針検討会において**令和7年度の排出係数しきい値**を**0.520kg-CO_2/kWh**に引き下げることを決定

本年度の第3回電力専門委員会において地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連計画等の**改定の大枠**を踏まえ、2035年・2040年を見据えた**将来的な排出係数の適切な引き下げのあり方**、排出係数の低減、再エネ導入拡大等を一層促す観点から、**総合評価落札方式の導入**について検討を開始

第3回電力専門委員会は令和7年度における電気の供給を受ける契約の検討に向けた実質的なスタートの位置づけであり、令和7年度の検討方針を整理

➔ 第3回電力専門委員会における議論を踏まえ**令和7年度の第1回基本方針検討会に報告**

【参考】排出係数しきい値の引き下げの方向性

❍ **X年度においてX+1年度からの契約に使用する排出係数しきい値を決定**

➔ 排出係数しきい値を検討するための小売電気事業者の調整後排出係数は、**X-2年度及びX-1年度**の数値を参考（例えば本年度において検討する2025年度のしきい値は2022年度及び23年度の調整後排出係数）。ただし、タイミング的に**X-1年度**の数値は各小売電気事業者の公表値

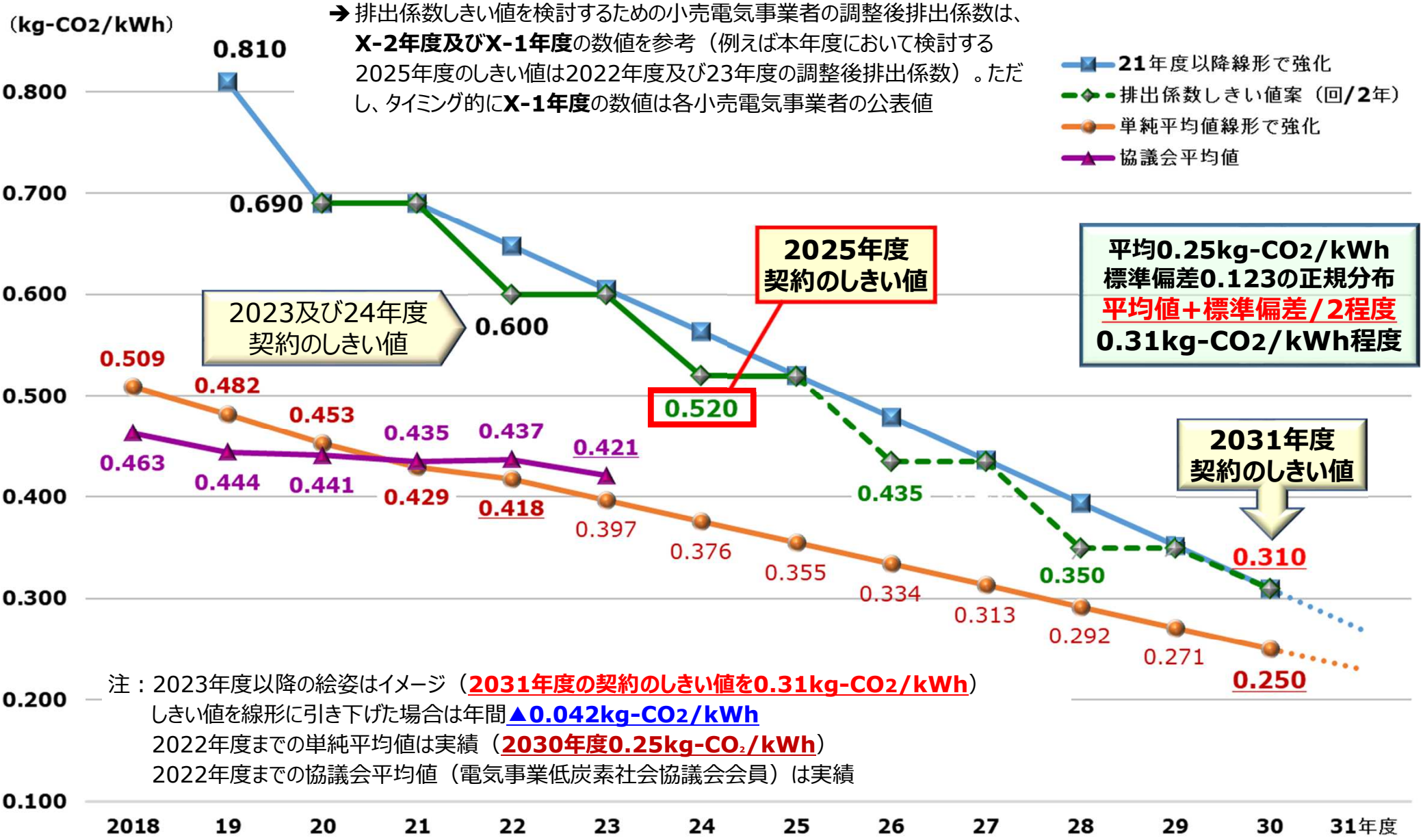

注：2023年度以降の絵姿はイメージ（**2031年度の契約のしきい値を0.31kg-CO2/kWh**）
しきい値を線形に引き下げた場合は年間**▲0.042kg-CO2/kWh**
2022年度までの単純平均値は実績（**2030年度0.25kg-CO2/kWh**）
2022年度までの協議会平均値（電気事業低炭素社会協議会会員）は実績

【参考】小売電気事業者の令和4年度の調整後排出係数の分布

❍ 令和4年度の調整後排出係数の度数分布は下図のとおり。令和7年度契約のしきい値**0.520kg-CO2/kWh**は5&6年度から**0.08kg-CO2/kWh**の引き下げ

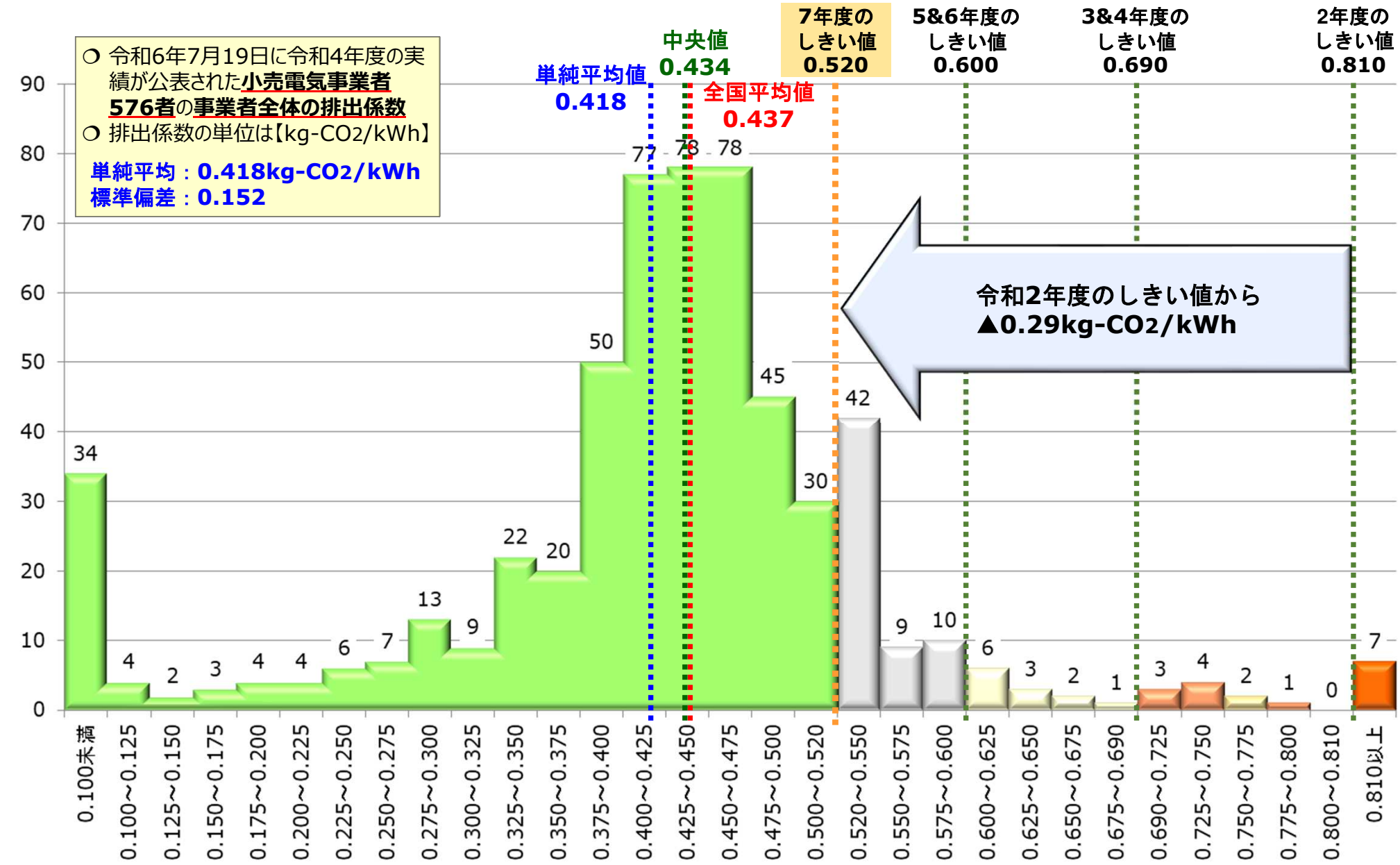

【参考】正規分布と仮定した場合の2030年度排出係数しきい値

- 2018～20年度の調整後排出係数分布から各年度の平均値及び標準偏差を算出
- 3か年分の標準偏差の平均（**σ=0.123**）、最頻値の平均（78）から2030年度の排出係数しきい値を「**平均値＋標準偏差/2程度**」として設定（約31%除外）

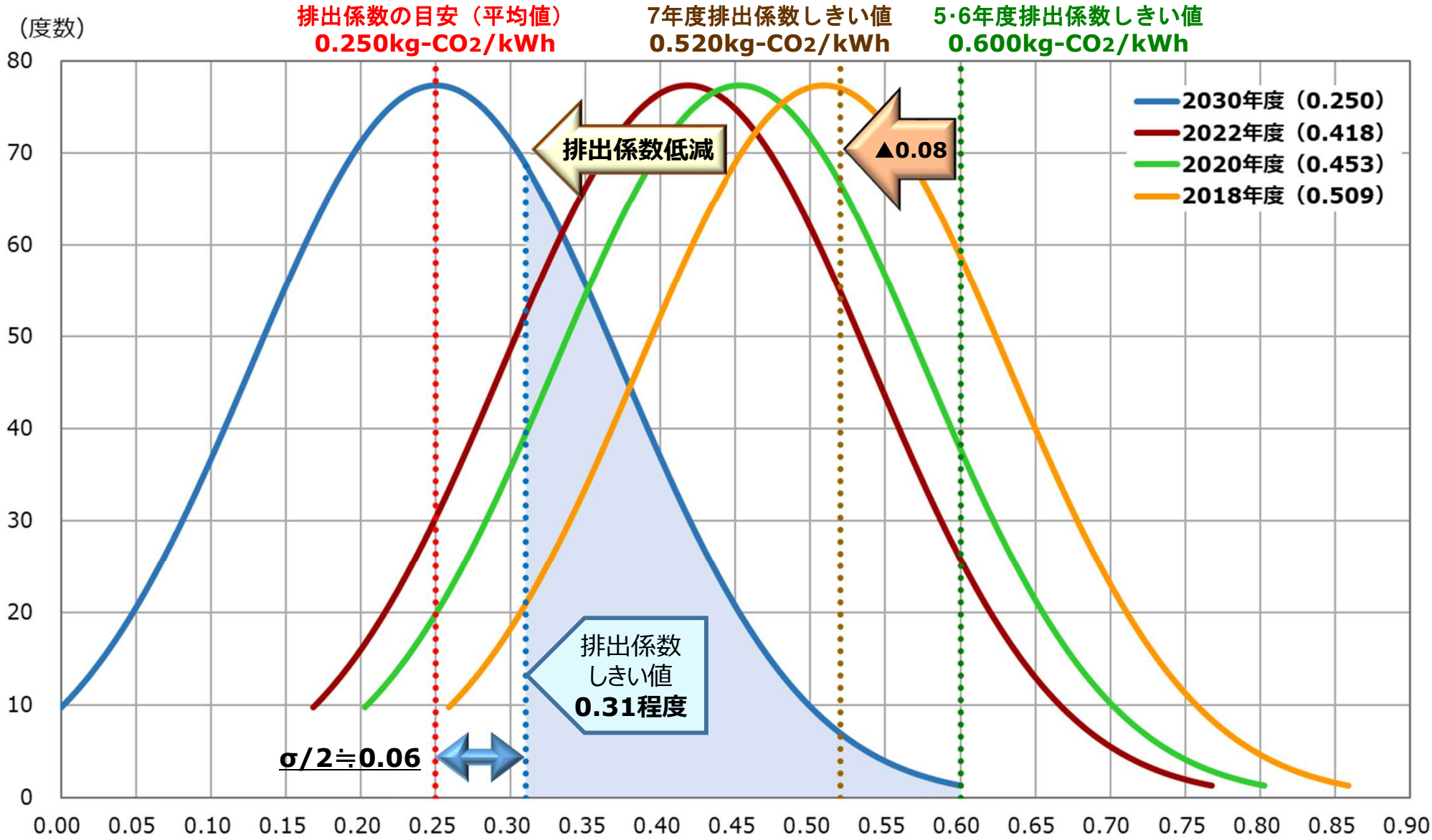

【参考】みなし小売電気事業者の調整後排出係数の推移

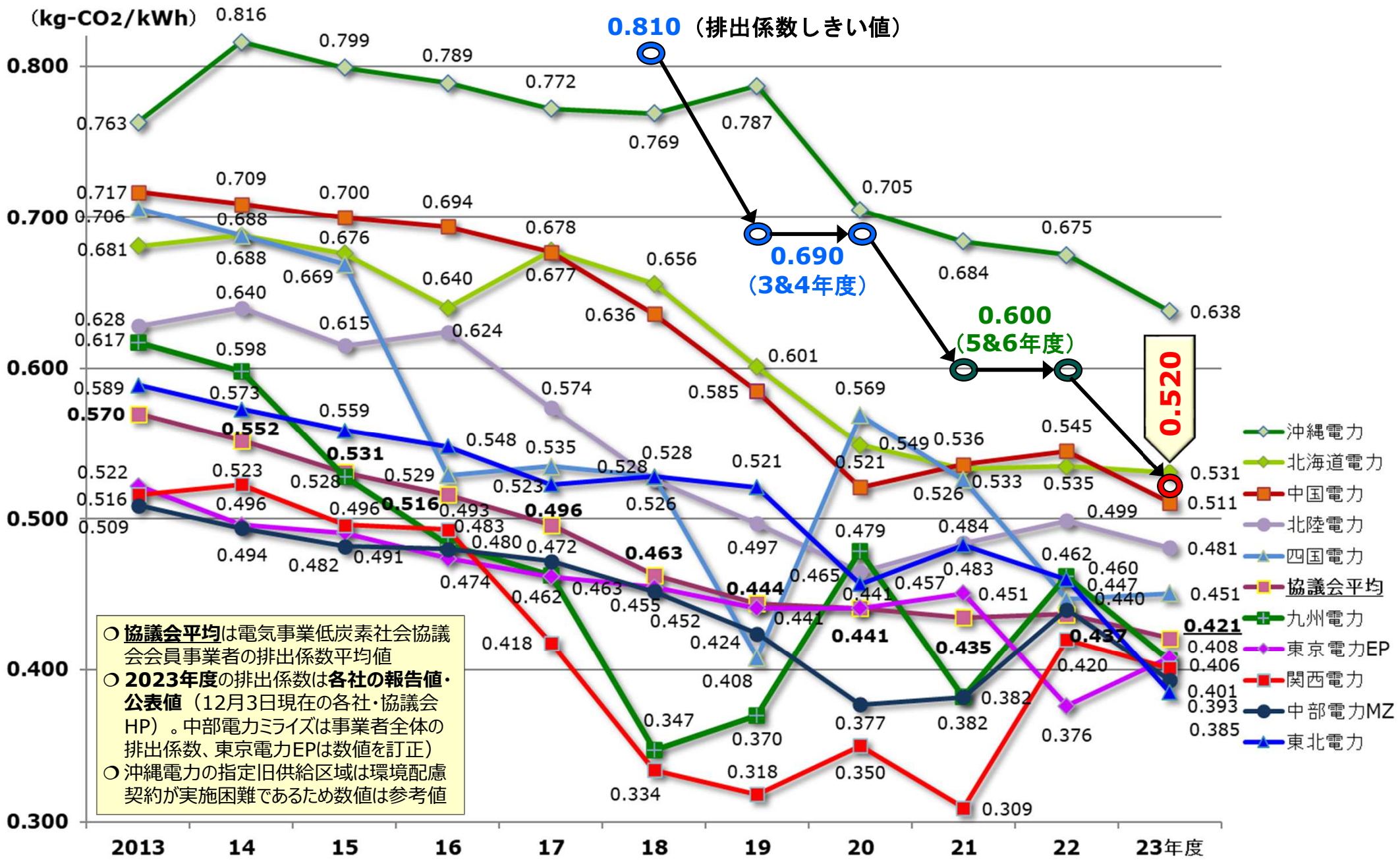

2. 総合評価落札方式の導入に向けた継続的な検討

総合評価落札方式の導入を視野に適切な契約方式の検討の進め方

- 二酸化炭素排出係数の低減、再エネ電力比率の目標達成に向け、より効果的かつ適切な契約方法について、現行の裾切り方式を活用しつつ、総合評価落札方式の導入に向けた検討が必要であること
  - 当面の間は裾切り方式及び調達仕様への再エネ比率を指定することによる環境配慮契約の実施率向上を図りつつ、関連計画・施策等の改定を踏まえ電気の供給を受ける契約に係る選択肢拡大等の観点から、総合評価落札方式の導入に向けた検討も必要
  - 導入要件等の整理に併せ、総合評価落札方式の契約方式、評価項目・評価方法等の検討（排出係数の低減、再エネの最大限導入に寄与する評価内容等）

電気の供給を受ける契約における排出係数の低減、再エネの導入拡大等を一層促す観点から、**総合評価落札方式の導入に向けた考え方を整理**するとともに、具体的な**評価項目・評価方法等**の検討

- ✓ 本年度の**第3回電力専門委員会**において総合評価落札方式の導入に向けた基本的な考え方、具体的な評価内容等に関する議論を開始する予定
  - ➢ 国及び独立行政法人等はもとより、我が国全体の小売電気事業者の排出係数の低減及び再エネの導入拡大を促進することを目的とし、より効果的な評価項目や評価方法等について検討

3. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討①

環境配慮契約の更なる実施率の向上を図るため、**環境配慮契約の未実施機関への対応の考え方**は以下のとおり

- 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的公表により自主的・積極的取組を促すこと
  - 環境配慮契約締結実績の確認・精査後、未実施機関・施設を継続的に公表
  - 未実施機関の公表による実施率向上の有無の確認が必要
- 環境配慮契約の実施率を向上させるための支援措置を講ずること
  - 相対的に実施率の低い独立行政法人等への優良事例、参考情報提供等が重要
  - 所管する府省庁に対する情報提供等が重要
  - 未実施機関における今後の取組に対する回答を踏まえたフォローアップが重要

環境配慮契約締結実績調査結果を踏まえ、**未実施理由の内容の把握、未実施機関のフォローアップ**及び**優良事例・先行事例等の把握及び普及**等を実施

- ✓ 環境配慮契約未実施機関・施設の継続的な公表（レピュテーション効果を期待）
- ✓ 実績調査において「実施時期を検討中」とする回答には具体的な実施時期の明示を求め、「長期契約中」とする回答には契約終了後の実施の可否の確認等のフォローアップの実施
- ✓ 分析結果を踏まえ、関係府省庁に対する効果的かつ強力な情報提供（所管独法等を含む）及び状況に関する聴取方法を検討（必要に応じ**法第9条に基づく要請**も検討）
- ✓ 本年度改定予定の政府実行計画等との連携による取組の強化等
  - ➢ 環境配慮契約の実施状況の中央環境審議会CN実行計画FU専門委員会への提示等も視野

3. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策の検討②

沖縄電力供給区域における環境配慮契約のあり方検討の進め方は以下のとおり

- 環境配慮契約の対象外としている沖縄電力供給区域について系統が連系していない等の地域特性を踏まえ、実施可能な手法の検討が必要であること
  - 沖縄県や那覇市などの地元の地方公共団体に対する現状確認及び協力依頼
  - 沖縄電力をはじめ小売電気事業者に対し、区域内の排出係数低減、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の確認及び協力依頼

再エネ電力の最大限導入に向けた取組を先行して実施することを電力専門委員会ににおける議論等を踏まえ、第2回基本方針検討会において決定

沖縄電力供給区域における**環境配慮契約のあり方**（評価項目・評価方法等）について継続的な検討及び適切な時期のとりまとめに向けて、以下の調査等を実施

- ✓ 国及び独立行政法人等における電気の供給を受ける契約の締結状況等の確認
- ✓ 裾切り方式以外の環境配慮契約の可能性（再エネ電力の調達等）の検討
- ✓ 地方公共団体実行計画における脱炭素に向けた取組、環境配慮契約の実施意向等
- ✓ 沖縄電力供給区域への参入小売電気事業者に対する排出係数低減の取組、再エネ導入に関する取組、今後の方向性等の調査
- ✓ 地域の再エネ創出に向けた小売電気事業者の取組の実施状況（販売電力量、再エネ電源など）等

4. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討①

調達電力の脱炭素化（再エネ電力の最大限導入）に向けた考え方は以下のとおり

- 令和5（2023）年度の契約から**最低限の再エネ電力比率（35%）を仕様書等に明記**することを基本方針に定め、**2030年度まで計画的・継続的に引き上げ**
- 調達する再エネ電力は**電源が特定されていることを必須**とし、**再エネの導入拡大に資する再エネ電源の選択を推奨**
  - 調達電力の電源　　再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力（3万kW以上）含む）
  - 再エネ導入状況の電源　再エネ特措法に定められた再エネ電源（大型水力除く）

※　関連制度・計画等で**「再エネの定義」が整理**された場合には**整合するよう見直し**

2030年度再エネ比率60%以上を目指し、電力専門委員会の議論、契約締結実績の確認等を踏まえ、第2回基本方針検討会において**令和7年度**の契約の仕様書等に記載する**調達電力の最低限の再エネ比率**を**40%**へ引き上げることを決定

✓ 政府実行計画における再エネ電力の調達目標等に係る議論及び関連制度・計画等における「再エネの定義」の整理の進捗状況は引き続き注視

➢ 第3回電力専門委員会に向けて地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の改定内容を確認

政府実行計画及び各府省庁の実施計画、独立行政法人等の実施計画等に基づき、**より高い再エネ比率を設定**すること、**PPAモデル**の積極的な活用を推奨

【参考】供給区域別の再エネ電力の調達状況

- 供給区域別の再エネ電力の調達状況は下図のとおり
  - 令和5年度の最低限の再エネ比率35%以上の供給区域は東北、東京、中部、北陸、関西及び中国の6区域。沖縄を含む他の4区域も30%以上
  - 全国でも調達電力に占める再エネ電力は44.5%

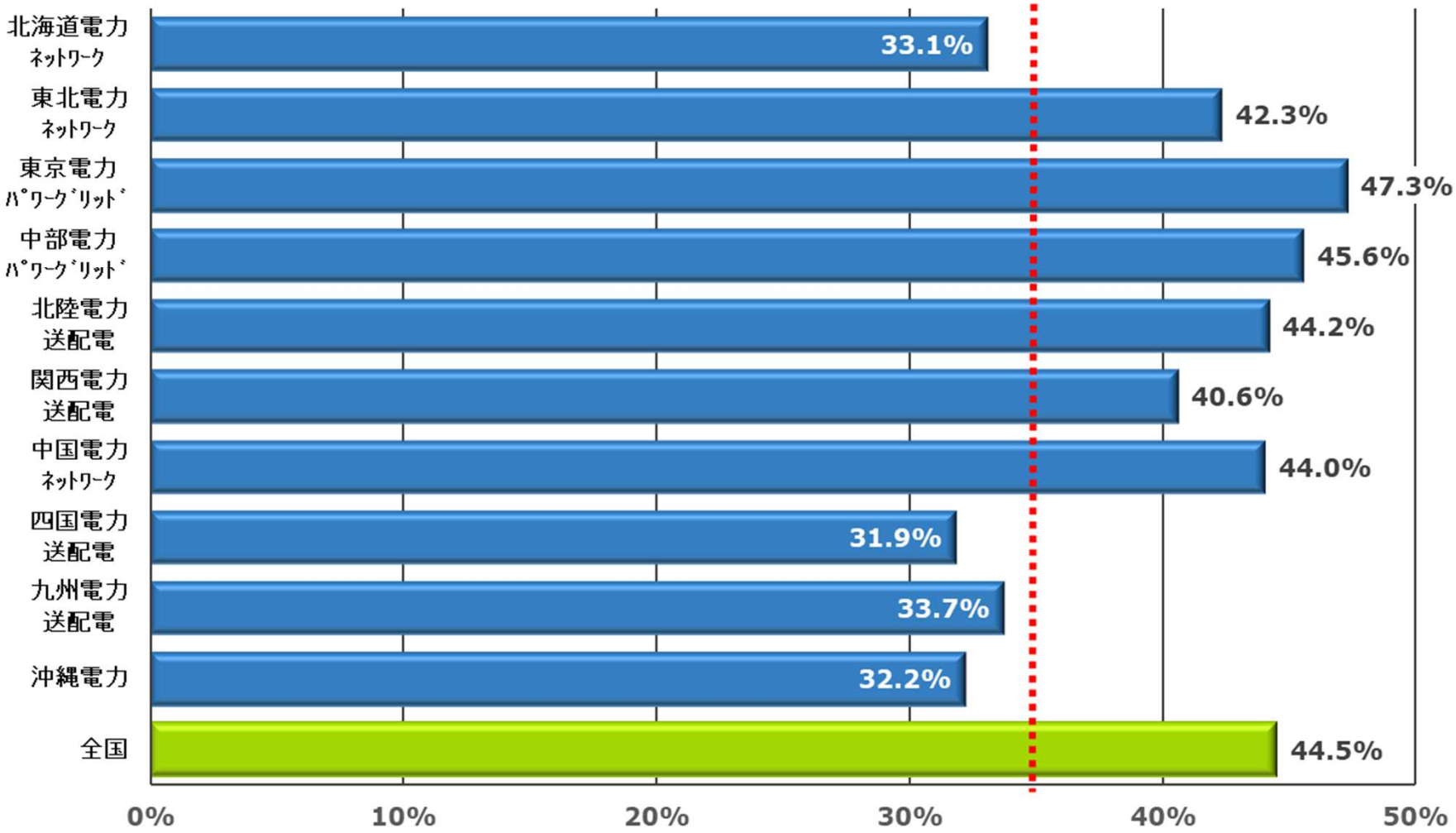

注：仕様書等に再エネ比率を記載して調達した案件（再エネ比率から調達電力の再エネ電力量を算出）

【参考】再エネ電力比率の継続的な引き上げ（イメージ）

- 2030年度目標の**再エネ比率60%以上**の可能な限りの早期達成
  - **令和7（2025）年度**の調達電力の**最低限の再エネ比率を40%に引き上げ**
  - 計画的・継続的な**再エネ比率の引き上げ**を実施
    - 再エネ電力の調達実績、供給状況、政府実行計画における再エネ電力の調達目標の対象となる取組の考え方等を踏まえ、2年に1回程度**再エネ比率を提示**

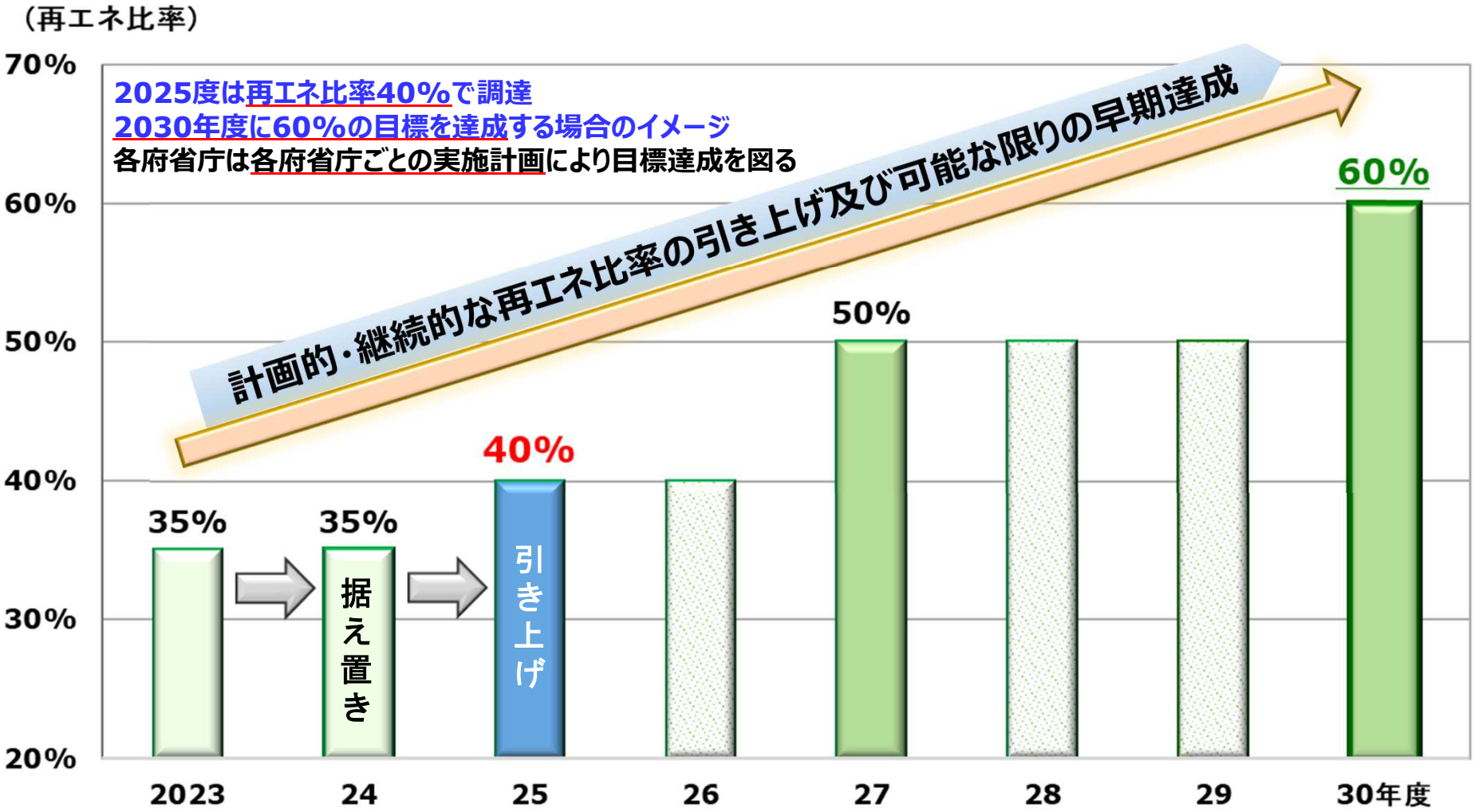

4. 再エネ電力の最大限導入に向けた検討②

再エネ電力の普及促進に向けた考え方は以下のとおり

- 再エネ電力の導入状況の把握・整理・分析及び情報提供が必要であること
  - 再エネ電力の供給区域別の調達量・割合、メニュー、電源等の把握・分析、先進事例・優良事例（環境配慮契約を含めた事例）の収集・整理及び情報提供が重要
  - 調達者向けに仕様書等の入札手続・契約内容に係る情報、確認すべき事項等に関して、ひな形等の使いやすい形式で提供することが重要
- 再エネ電力メニューに関する情報収集及び提供が必要であること
  - 再エネ電力メニューに関する情報提供について、小売電気事業者に対するアンケート調査をとりまとめ最新の情報等に更新

小売電気事業者が販売する**再エネ電力メニュー**及び**調達者向けの契約関連情報の提供**等を環境省HPにおいて実施

- ✓ 再エネ電力メニューの具体的な情報内容としては連絡先、メニュー名称、供給区域、再エネ電源等の概要に加え、販売事業者の**再エネ電力メニューに係る詳細URLを提供**
  - ➢ 本年11月に実施した小売電気事業者アンケートによる情報のとりまとめ・提供
- ✓ 調達者向けの契約関連情報（仕様書等）の事例収集・整理、ひな形の作成・提供
  - ➢ 環境配慮契約未実施機関への対応と連携を図りつつ、適切かつ実効性のある方策を検討
- ✓ 再エネ電源の導入拡大に資する**PPAモデルの活用**についても**積極的な検討・導入を推奨**
  - ➢ PPAモデルの**導入事例に係る情報提供**等の実施、**PPAモデルと長期契約の取扱い**に係る検討

電力専門委員会の設置について

前述のとおり、**令和7年度における電気の供給を受ける契約**については、以下の課題等について**学識経験者による検討が必要**

- 温室効果ガス排出削減目標等を見据えた**排出係数しきい値の引き下げのあり方**に関する検討及び具体的な引き下げの方向性の検討
- **総合評価落札方式の導入**に向けた基本的な考え方及び具体的な評価項目、評価方法等に係る検討
- 環境配慮契約の実施率の向上のための方策の検討
- その他効果的な環境配慮契約の運用に向けた対応策の検討

令和7年度においても**電力専門委員会を設置**することとし、引き続き上記の課題等に関する検討を実施することとしてはどうか

✓ 令和7年度の第1回電力専門委員会は、本年度の第3回電力専門委員会における検討結果を受けて、令和7年度の第1回基本方針検討会に先立ち開催することとしたい

Ⅱ． 建築物に係る契約に関する検討事項等

令和7年度における建築物に係る契約に関する検討事項等

本年度の建築物の維持管理に係る契約に関する検討において、**ベンチマーク指標の算定・公表**及び維持管理に係る契約の環境配慮契約の実施率の向上に資する施設管理者・発注者向けの**チェックリスト**を作成することとしたところ。
令和7年度はベンチマーク指標に係るデータの蓄積及び精緻化に向け継続的なデータ収集・分析等を実施するとともに、引き続き環境配慮契約の実施率の向上及び実施率の向上に資するチェックリストの拡充・活用方策の検討、さらにデータ計測・分析等の他の契約類型への活用等について検討するものとする。

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

① 継続的なデータ収集・蓄積及び分析に係る検討

② ベンチマーク指標を活用した温室効果ガス排出削減の取組の促進に係る検討

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

① 建築物の維持管理に係るチェックリストの拡充及び活用方策に係る検討

② チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供に係る検討

③ 建築物の設計及び改修に係る契約に関するチェックリスト等の検討

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用等に係る検討

❍ 建築物の維持管理の運用段階のデータ計測・分析結果等の他の契約類型（設計段階及び改修段階）への展開及び活用

1. ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討

ベンチマーク指標の算定及び公表について

- エネルギー消費量や温室効果ガス排出量に関するベンチマーク指標の算定及び公表の継続的な実施による情報の蓄積・精緻化
  - 一定の期間が必要になるものの、蓄積されたデータの分析等による更なる活用が期待
- 各施設や組織の"立ち位置（エネルギー消費レベルやCO_2排出レベル）"の把握、ベンチマークとの比較による排出削減等に向けた取組の促進
  - 各施設・組織において、より一層高いレベルを目指すための目安となるもの
  - 併せて、地方公共団体や民間等に対する情報提供による普及啓発

<u>ベンチマーク指標の算定・公表及び活用に係る検討</u>

令和7年度において**ベンチマーク指標の算定・公表等**に向けて、以下の検討を実施

- ✓ 令和6年度実績データについて引き続き収集・蓄積及び分析
- ✓ データの精緻化（外れ値の考え方等を含む）及びベンチマーク指標の精緻化の検討
  - ➢ ベンチマーク指標については絶対値による評価についても検討（適切な評価水準）
- ✓ 建物用途（拡大を含む）、地域別・面積別等のより実態に即した評価方法の検討
- ✓ 施設管理者・発注者に対する適切なフィードバック及び対策を促す運用に係る検討
  - ➢ 例えば等級評価（A^+～E^-）に対応した対策を促す運用
  - ➢ 各施設や組織がより高いレベルを目指すことにつながる公表・表現方法　等

2. 環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策に係る検討

環境配慮契約（主に維持管理）の更なる実施率の向上に資する**情報提供**について

- 契約締結実績調査における実施事例の収集、発注者ニーズの把握とともに、環境配慮契約の未実施理由の整理が必要
- 複数年契約（特に独立行政法人等）、複数施設の一括発注等、運用改善に資する契約方式に係る情報提供等の普及促進策が重要

環境配慮契約の更なる実施率の向上のための方策

環境配慮契約の更なる実施率の向上のため、以下の**普及促進策**を検討・実施

- ✓ 契約締結実績調査を踏まえた環境配慮契約の未実施理由の把握
- ✓ 未実施理由に対応した環境配慮契約の実施に資する適切な情報提供
- ✓ 維持管理に係る**チェックリストの拡充・更新**及び**チェックリストと連携**した情報提供
  - ➢ 建築物の設計及び改修に係る契約に関するチェックリストについても検討

発注者向けの有効な事例の収集・整理及び環境配慮契約の実施率の向上に資する情報及びその提供方法等について検討

- ✓ 環境配慮契約の**先進事例**、取組の**ベストプラクティス**等に関する情報提供及び横展開
- ✓ **入札参加資格、評価項目・評価内容等**の例示、**運用改善に資する契約方式等**の提供
- ✓ 維持管理の運用改善に当たって**専門家やコミッショニングの積極的な活用方法**の検討

3. データ計測・分析等の他の契約類型への活用に係る検討

データ計測・分析、評価指標等の活用について

- データ計測・分析、評価指標等は、建築物のライフサイクルにおける温室効果ガス排出削減・脱炭素化に向けてすべての基盤・基本となるもの
- 運用段階における評価指標の設定及び継続的な把握・分析並びに改善が重要
- さらに、計測データの蓄積、契約類型間で引き継ぎ・積極的に活用するとともに、契約事業者間において実効性の高い引き継ぎを行うことも必要

データ計測・分析等の他の契約類型への活用の進め方

建物用途、施設規模・運用管理体制等に即した適切な**データ計測・分析等**を実施するために以下の検討を実施

- ✓ 継続的なデータの収集・分析・評価及び運用改善への活用方策の検討
- ✓ 運用段階の蓄積されたデータ計測・分析等を踏まえた**次期発注仕様等**の促進
- ✓ **運用改善が可能と判断される事業者の選定**に向けた対応方策の検討及び提示
- ✓ 他の契約類型（設計段階又は改修段階）への展開及び活用方策の検討
- ✓ **Web等を活用**した具体的な事例等の提供や**プッシュ型**の情報提供に係る検討

データ計測・分析等に係る業務と維持管理業務の**分離発注**の可能性の検討、データ計測・分析等に当たって**専門家の積極的な活用**を図るための検討を推奨

建築物懇談会の設置について

令和7年度における建築物に係る契約については、以下の課題等について引き続き**学識経験者等による具体的な検討が必要**

- 本年度作成した**ベンチマーク指標のフォローアップ及び更なる精緻化**、ベンチマーク指標を活用した**温室効果ガス排出削減対策の促進等**に係る検討
- **環境配慮契約の実施率の向上**のための方策の検討
- **チェックリストの拡充・更新**及び**チェックリストと連携した省エネ・脱炭素対策等の情報提供**に係る検討
- その他効果的な環境配慮契約の運用に向けた対応策の検討

令和7年度においても**建築物懇談会を設置**することとし、引き続き上記の課題等に関する検討を実施することとしてはどうか

Ⅲ．その他の環境配慮契約に関する検討事項等

その他の環境配慮契約に係る検討事項等（契約類型）

令和7年度におけるその他の環境配慮契約に関する検討事項等

産業廃棄物の処理に係る契約に関する検討

- 現行の産業廃棄物の処理に係る契約は、温室効果ガス等の排出削減、適正処理や再生利用の能力・実績※等を考慮した事業者選定を**裾切り方式**により実施

  ※　廃棄物処理法に基づく**優良産廃処理業者認定制度**の優良基準を活用

- 他方、我が国においては、本年5月に脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（再資源化事業等高度化法）」が公布されるなど**循環経済への移行**が進められているところ
- また、第5次循環型社会形成推進計画においても循環経済への移行を前面に打ち出しており、「**循環経済**」を将来世代の未来につなげる「**国家戦略**」として位置づけているところ
- こうした資源循環の取組、循環経済への移行を促す施策等を**環境配慮契約に「取り込む／反映する」**ことについて**検討が必要なタイミング**となっている

❍ **産業廃棄物の処理に係る契約**について、ネット・ゼロ、ネイチャーポジティブとの統合的施策としての循環経済への移行に向けた最近の動向を踏まえ、必要に応じ、資源循環に係る**懇談会又は研究会等を設置**し、検討してはどうか

Ⅳ．その他の検討事項等

Ⅳ．その他の検討事項等

令和7年度におけるその他の検討事項等

- **GX製品の取扱いに関する検討**
  - 経済産業省主催のGX市場創出研究会※1においてGX市場創出のために期待される官民の取組について昨年度検討、令和6年3月に中間整理※2を公表

    ※1　産業競争力強化及び排出削減の実現に向けた需要創出に資するGX製品市場創出に関する研究会

    ※2　GX市場創出に向けた官民における取組について（中間整理）
- **地球温暖化対策計画、政府実行計画、エネルギー基本計画等の関連計画・施策等の改定に伴う基本方針等の見直しに関する検討**
  - 2035年・2040年を見据えた我が国の温室効果ガス排出削減目標等、新たな政府実行計画に掲げられる削減目標をはじめとした政府の目標・施策、エネルギーミックス等と整合した環境配慮契約の各契約類型における対応について幅広い検討が必要

❍ 環境配慮契約法におけるGX製品の位置づけに関する検討を実施し、本年度中の改定が予定されている環境配慮契約の推進に関連する上記の計画・施策等の内容と併せ、**基本方針前文、基本方針解説委資料の改定を検討**してはどうか

Ⅴ．令和7年度及び中期の基本方針等検討スケジュール（案）

令和7年度環境配慮契約基本方針等検討スケジュール（案）

❍ 提案募集	5月上旬～6月上旬
❍ 電力専門委員会（第１回）	6月上中旬
◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第１回）	7月上中旬
❍ 電力専門委員会（第２回、第３回）	8月上旬～9月下旬
❍ 建築物懇談会（１回程度開催）	9月上中旬
❍ 資源循環懇談会（１回程度開催）	9月中下旬
◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第２回）	10月中下旬
❍ 各省事前協議	10月下旬～
❍ パブリックコメント	11月上旬～12月上旬
◆ 環境配慮契約法基本方針検討会（第３回）	12月中下旬
❍ 基本方針閣議決定	1月下旬
❍ 基本方針説明会	2月中旬～3月中旬

中期の基本方針等検討スケジュール（案）

契約類型	令和3年度（2021）	令和4年度（2022）	令和5年度（2023）	令和6年度（2024）	令和7年度（2025）	令和12年度（2030）までの予定
電気の供給を受ける契約	排出係数しきい値の継続的な引き下げ及び運用の実施 環境配慮契約未実施機関の公表（未実施理由の把握及び理由に応じた取組促進策の検討）、フォローアップ調査 2030年▲46%、エネルギーミックスと整合的な排出係数しきい値の引き下げ方向性の検討 再エネ電力の最大限導入に向けた検討 再エネ電力比率に係る検討 総合評価落札方式の導入可能性に係る検討 専門委員会設置	新たな加点項目の見直しの検討 専門委員会設置	強化された排出係数しきい値による運用 排出係数しきい値の引き下げ検討 加点項目の見直しの反映、実施 再エネ電力の調達の実施 再エネ電力比率の引き上げ検討 専門委員会設置	事例調査、評価方法等導入に向けた検討 専門委員会設置	排出係数しきい値の強化のあり方検討 総合評価落札方式の導入に向けた検討 専門委員会設置	● 排出係数に関連する制度、電気事業者の取組進捗、引き下げの方向性等を踏まえ、しきい値の強化 ● 加点項目の機動的見直し ● 再エネ電力の最大限導入に向けた取組推進及び再エネ電力比率の強化 ● 裾切り方式の配点例については事務局において毎年適切に設定 ● 総合評価落札方式導入に向けた具体的な検討 ● 専門委員会設置検討
建築物に係る契約（設計、維持管理及び改修）	契約実績調査・分析 設計・維持管理・改修が連携した仕組みの検討 専門委員会設置	環境配慮契約の更なる実施に向けた検討 専門委員会設置	対策相互の連携の具体化・メニュー化等の検討 専門委員会設置	環境配慮契約実施率向上の取組の実施 維持管理に係る契約の実施率向上の方策の検討 運用段階のデータ計測・分析等の検討 懇談会設置	ベンチマーク、チェックリストのフォローアップ 懇談会設置	● 建築物に係る契約の効果的な連携に関する検討 ● 省エネ・脱炭素対策の検討 ● ベンチマーク指標の継続検討・算定・公表 ● チェックリストの作成・更新 ● 専門委員会等設置検討
自動車の購入及び賃貸借に係る契約	総合評価の算定方法の見直し	総合評価の算定方法の見直し結果の基本方針等への反映、実施 エコカー減税の動向を踏まえた検討	エコカー減税の見直し、車種別燃費基準の達成状況、電動化の市場動向等を踏まえ検討			検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会等設置
産業廃棄物の処理に係る契約及び船舶の調達に係る契約	検討結果の基本方針等への反映、実施 プラ循環法成立に伴う対応検討(産廃処理)	他の制度・基準の見直しや市場動向により必要に応じ検討			資源循環に係る各種制度の反映の検討 懇談会設置	検討内容等を踏まえ必要に応じ専門委員会等設置

凡例：実施項目　検討内容　専門委員会等設置　専門委員会設置検討

※ 各年度における専門委員会等の設置・開催の要否及び検討内容等については基本方針検討会において決定